

平成 19 年 10 月 24 日

自由民主党行政改革推進本部  
公益法人委員会 御中

社団法人日本工学会  
会 長 岸 輝雄

### 新公益法人の税制に関する要望

本会は工学系（一部理学系を含む。）の学術団体（以下、学会と記す。）100 余団体を会員とする社団法人です。学会は、専門分野を共通とする専門家が自主的に集まって、その分野の発展を図る組織であり、研究者や技術者が学術活動を行う基礎的な場となっています。主な活動には、学術成果の発表の場の提供、評価、公表（講演、出版など）があります。その数は、日本学術会議の協力学術研究団体に登録されてものだけでも全学術分野合計で約 1600 あります。

科学技術分野の学会は科学技術の進歩普及に重要な役割を担ってきており、第 3 期科学技術基本計画の中でも、科学技術振興のための基盤として強化すべき課題の一つとして盛り込まれています。ただ、ほとんどの学会はその活動資金の約半分を会員からの会費に依存しており、財政基盤は脆弱です。従って、税制上の優遇措置が極めて重要な意味を持っています。わが国の財政再建にとって税収増は必要ではありますが、科学技術は未来への投資であり、学会の活動を促進することは、長い目で見て大きな収入をわが国にもたらすものとお考えいただくようお願いいたします。国際的な競争相手となる欧米の学会は税制上有利な扱いを受けています。

ひとつの公益法人制度の中で学会のみを対象とした税制を作ることは不可能のため、民間が担う公益活動に真に貢献する団体を適切に選別する機能と、税の優遇制度を一体として設計する必要があると考えます。前者については、例えば、公益性の認定において対象分野の活動に詳しい者の意見が入るような仕組みを作ることが考えられます。後者の税制については、本会および本会会員の要望を次ページ以降に示しますが、その要点は次の 3 点です。

1. 公益目的事業と税制上の課税対象事業の不整合を解消して、単純明快な税制としていただきたい。
2. 寄付金税制の抜本的な優遇措置を実現していただきたい。
3. 会費は課税対象外としていただきたい。

最後に、学会側も機能強化のために運営改善に鋭意努めていることを申し添えます。本会においては、学会のあり方について継続的な検討を行って会員学会の運営指針の参考となる情報を提供しており、また、日本学術会議では、昨年、国の支援を得て学会のあり方について広範な調査を行って、学会の将来の方向付けのために有益な成果を提供いただいております。

どうぞよろしくご高配のほどお願い申し上げます。

以上

平成 19 年 10 月 24 日

社団法人 日本工学会  
会 長 岸 輝雄  
および 49 正会員学協会  
(添付資料 3 の通り)

## 新公益法人における税制に関する要望書

今般の公益法人制度改革において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という）第二条の別表一に記載する「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」を「公益目的事業」の一に定義したことを高く評価するものである。本会の会員である工学系（一部理学系）の学術団体は、学術及び科学技術の振興を目的とする事業を定款の目的事業として定め、それらの事業を推進して社会に貢献しているからである。

公益社団法人及び公益財団と認定された法人には、公益法人認定法第五十八条に基づいて、今後税制上の措置が検討されることになっているが、税制に関して、次の点を要望するものである。

### 基本原則

公益法人認定法第五十八条に記述されている通り、「公益目的事業に係る活動を促進しつつ適正な課税の確保」をお願いする。公益目的事業はまさに「民間が担う公共」事業である。

また政府税制調査会基礎問題小委員会答申（平成 17 年 6 月 17 日）に示された論点の検討においては、多数意見にこだわることなく、学術団体の実情にも十分な配慮をお願いする。

### 個別要望

#### 1. 法人税（公益目的事業の非課税）

学術誌刊行や講演大会開催等は公益目的事業であるが現在は法人税課税対象となっているので、現行の収益事業 33 業種限定列举方式とその拡大解釈による収益事業課税を改め、公益法人が行う公益目的事業は、すべて「非課税」としていただきたい。

#### 2. 法人税（軽減税率及びみなし寄附金制度）

公益法人が行う公益目的事業以外の収益事業に対しては、現行通り、「軽減税率」と「みなし寄附金制度」を継続していただきたい。

#### 3. 法人税・個人所得税（寄附金制度）

公益活動の支援を拡大し、日本に寄附風土を育てるために、団体及び個人の寄附金税制の「抜本的な優遇措置」をお願いする。政府税調答申内容を歓迎する。

#### 4. 所得税（資産の利子・配当）

公益活動を支える貴重な財源であり、現行通り、「非課税」を継続していただきたい。

#### 5. 消費税（会費）

現行通り、会費については「不課税」を継続していただきたい。

以上

本件のご連絡先：社団法人日本工学会 事務局長 柳川隆之

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 6 階

電話 03-5765-8002 Fax 03-5765-3219 電子メール yanagawa@jfes.or.jp

添付資料 1 : 公益法人における税制

| 税 分 類                |             | 要 望  | 現 状   |   |  |
|----------------------|-------------|--|---|---|--|
|                      |             |  | 公益法人  | 特定公益<br>増進法人<br>(特増法人)                    | 特定非営利<br>活動法人<br>(NPO 法人)              |
| 法人税<br>(国税)          | 課税対象        | 公益目的事業以外の<br>収益事業                          | 公益事業所得は非課税。<br>(税務署が認定する)限定<br>33 業種収益事業所得は<br>課税。                  | 同左  | 同左                                     |
|                      | 税率          | 現行公益法人通り                                   | 22%   | 同左  | 30%。但所得<br>800 万円以下<br>の 部 分 は<br>22%。 |
|                      | 寄附金<br>損金算入 | 寄附金全額                                      | 寄附金支出前の所得の<br>20%   | 同左。但し特<br>増法人への<br>寄附金は損<br>金特別加算<br>算入あり | 所得金額の<br>2.5%                          |
|                      | みなし<br>寄附金  | 収益事業から公益<br>目的事業に繰り入<br>れる収益は全額損<br>金扱いとする | 収益事業から非収益事業<br>への資産振替の 20%を<br>寄附金とみなす。                             | 同左  | —                                      |
| 住民税<br>(地方税)         | 課税対象        | 現行公益法人通り                                   | 収益事業所得  | 同左  | 同左                                     |
|                      | 税率          | —  | (均等割年額)<br>都道府県 2 万円<br>市町村 5 万円<br>(法人税割)<br>都道府県 5%<br>市町村 12.3%  | 同左  | 同左                                     |
| 事業税<br>(地方税)         | 課税対象        | 現行公益法人通り                                   | 収益事業所得  | 同左  | 同左                                     |
|                      | 税率          | —  | 所得<br>年 400 万円以下 5%<br>年 400 万円超<br>800 万円以下 7.3%<br>年 800 万円超 9.6% | 同左  | 同左                                     |
| 所得税<br>(国税)          | 利子・配当<br>源泉 | 現行公益法人通り                                   | 非課税   | 同左  | 課税                                     |
|                      | 給与・謝金<br>源泉 | 現行公益法人通り                                   | 課税  | 同左  | 同左                                     |
| 消費税<br>(国税)<br>(地方税) | 課税取引        | 現行公益法人通り                                   | 国内で事業として対価を<br>得て資産の譲渡・貸付お<br>よび役務の提供                               | 同左  | 同左                                     |
|                      | 免税取引        | 現行公益法人通り                                   | 輸出(類似)取引  | 同左  | 同左                                     |
|                      | 非課税取引       | 現行公益法人通り                                   | 利子、保険料、外国為替   | 同左  | 同左                                     |
|                      | 不課税取引       | 現行公益法人通り                                   | 寄附金、補助金、会費、<br>講演大会参加費、給与、  | 同左  | 同左                                     |
| 固定資産税<br>(地方税)       |             | 現行公益法人通り                                   | 省略  | 同左  | 同左                                     |

添付資料 2 : 法人税の具体的な非課税対象事業

| 公益目的事業例                             |           |          | 要 望 | 現行税務署見解 |                         |
|-------------------------------------|-----------|----------|-----|---------|-------------------------|
|                                     |           |          |     | 多数税務署   | 少数税務署                   |
| 会報/会誌<br>刊行事業                       | 本文        | 学術論文誌と分離 | 非課税 | 非課税     |                         |
|                                     |           | 学術論文誌と統合 | 非課税 | 非課税     |                         |
|                                     | 広告        |          | 非課税 | 非課税     | 課税(出版業)                 |
|                                     | 別刷        |          | 非課税 | 非課税     | 課税(出版業)                 |
|                                     | 外販        | 2割以上     | 非課税 | 課税(出版業) |                         |
| 2割未満                                |           | 非課税      | 非課税 | 課税(出版業) |                         |
| 学術論文誌<br>刊行事業                       | 本文        |          | 非課税 | 課税(出版業) | 非課税                     |
|                                     | 広告        |          | 非課税 | 課税(出版業) | 非課税                     |
|                                     | 別刷        |          | 非課税 | 課税(出版業) | 非課税                     |
|                                     | 外販        |          | 非課税 | 課税(出版業) | 非課税                     |
|                                     | 寄贈        |          | 非課税 | 非課税     | 課税(出版業)                 |
| 学術講演会<br>事業                         | 参加費       | 概要集代込    | 非課税 | 非課税     | 課税(興行業)                 |
|                                     |           | 概要集代別    | 非課税 | 非課税     | 課税(興行業)                 |
|                                     | 概要集       | 参加費とは別売  | 非課税 | 課税(興行業) | 非課税                     |
|                                     |           | 残部販売     | 非課税 | 課税(出版業) |                         |
|                                     |           | 広告       | 非課税 | 課税(出版業) | 非課税                     |
|                                     | 付設展示会     |          | 非課税 | 課税(席貸業) | 非課税                     |
| 学術講習会<br>事業<br>(セミナー・<br>シンポジウム等含む) | 参加費       | テキスト代込   | 非課税 | 非課税     | 課税(興行業)                 |
|                                     |           | テキスト代別   | 非課税 | 非課税     | 課税(興行業)                 |
|                                     | テキスト代     |          | 非課税 | 非課税     | 課税(興行業)                 |
|                                     | 残テキスト販売   |          | 非課税 | 課税(出版業) | 非課税                     |
| 学術出版<br>事業                          | 便覧・ハンドブック |          | 非課税 | 課税(出版業) |                         |
|                                     | 単行本       |          | 非課税 | 課税(出版業) |                         |
|                                     | 名簿        | 本文       | 非課税 | 課税(出版業) |                         |
|                                     |           | 広告       | 非課税 | 課税(出版業) |                         |
| 学術資格試<br>験事業                        | 参加費       | 国家試験等    | 非課税 | 非課税     | ?                       |
|                                     |           | 継続教育等    | 非課税 | 非課税     | ?                       |
|                                     | テキスト代     |          | 非課税 | 非課税     | ?                       |
| 学術受託事業                              |           |          | 非課税 | 課税(請負業) |                         |
| 席貸業                                 | 会議室有料貸出   |          | 非課税 | 課税(席貸業) | 非課税<br>(会員対象で実<br>費の場合) |
|                                     | 事務室等有料貸出  |          | 非課税 | 課税(席貸業) |                         |

添付資料3：要望書提出49学協会名簿（学協会名50音順）

1. 社団法人 映像情報メディア学会 会長 矢野 薫  
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 209号
2. 社団法人 応用物理学会 会長 尾浦 憲治郎  
〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-12-3 井門九段北ビル
3. 社団法人 空気調和・衛生工学会 会長 鎌田 元康  
〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-8-1 中島ビル
4. 社団法人 軽金属学会 会長 吉原 正照  
〒104-0061 東京都中央区銀座 4-2-15 塚本素山ビル
5. 社団法人 計測自動制御学会 会長 館 暲  
〒113-0033 東京都文京区本郷 1-35-28-303
6. 社団法人 高分子学会 会長 西出 宏之  
〒104-0042 東京都中央区入船 3-10-9 新富東急ビル
7. 社団法人 資源・素材学会 会長 栗倉 泰弘  
〒107-0052 東京都港区赤坂九丁目 6-41
8. 社団法人 情報処理学会 会長 佐々木 元  
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-5 化学会館
9. 社団法人 照明学会 会長 今井 清輔  
〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-8-4 吹田屋ビル
10. 社団法人 精密工学会 会長 下河邊 明  
〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-5-9 九段誠和ビル
11. 社団法人 石油学会 会長 菊地 英一  
〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-3-14 コスト平河町ビル 4階
12. 社団法人 繊維学会 会長 川口 春馬  
〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-9-208
13. 社団法人 低温工学協会 会長 山藤 馨  
〒113-0033 東京都文京区本郷 6-12-8 パレドール本郷 302号
14. 社団法人 電気化学会 会長 小久見 善八  
〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-8-30 アルス市谷 202
15. 社団法人 電気学会 会長 仁田 且三  
〒102-0076 東京都千代田区五番町 6-2 HOMAT HORIZON ビル 8階
16. 社団法人 電子情報通信学会 会長 富永 英義  
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館
17. 社団法人 土木学会 会長 石井 弓夫  
〒160-0004 東京都新宿区四ツ谷一丁目外濠公園内
18. 社団法人 砥粒加工学会 会長 田牧 純一  
〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-22-17 セラミックスビル
19. 社団法人 日本エネルギー学会 会長 柏木 孝夫  
〒101-0021 東京都外神田 6-5-4 借楽ビル
20. 社団法人 日本磁気学会 会長 逢坂 哲彌  
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-11 三井住友海上駿河台別館 6階
21. 日本応用地質学会 会長 井上 大榮  
〒101-0062 東京都千代田区神田巢駿河台 2-3-14 お茶の水桜井ビル
22. 社団法人 日本ホレーションズ・リサーチ学会 会長 青木 利晴  
〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16 学会センタービル
23. 社団法人 日本化学会 会長 藤嶋 昭  
〒101-8307 東京都千代田区神田駿河台 1-5
24. 社団法人 日本ガスタービン学会 会長 吉織 晴夫  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-5-13 第3工新ビル 402号

25. 社団法人 日本機械学会 会長 齋藤 忍  
〒160-0016 東京都新宿区信濃町 3-5 信濃町煉瓦会館 5階
26. 社団法人 日本金属学会 会長 石田 清仁  
〒980-8544 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目 14-32 フライハイビル 2階
27. 社団法人 日本原子力学会 会長 河原 暲  
〒105-0004 東京都港区新橋 2-3-7 新橋二中ビル 3階
28. 社団法人 日本建築学会 会長 齋藤 公男  
〒108-8414 東京都港区芝 5-26-20
29. 社団法人 日本高圧力技術協会 会長 小林 英男  
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-11 産報佐久間ビル
30. 社団法人 日本航空宇宙学会 会長 河内 啓二  
〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-2 明宏ビル別館 3階
31. 社団法人 日本ゴム協会 会長 古川 睦久  
〒107-0061 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル 1階
32. 社団法人 日本材料学会 会長 田村 武  
〒606-8301 京都府京都市左京区吉田泉殿 1-101
33. 社団法人 日本写真学会 会長 阿部 隆夫  
〒164-8678 東京都中野区中野 2-9-5 東京工芸大学内
34. 社団法人 日本生物工学会 会長 塩谷 捨明  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-1 大阪大学工学部内
35. 社団法人 日本セラミックス協会 会長 安田 栄一  
〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-22-17
36. 社団法人 日本船舶海洋工学会 会長 津田 尚輝  
〒105-0012 東京都港区芝大門 2-12-9 浜松町矢崎ホワイトビル
37. 社団法人 日本塑性加工学会 会長 中村 保  
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-3-11 YSKビル
38. 社団法人 日本鑄造工学会 会長 堀江 皓  
〒104-0061 東京都中央区銀座 8-12-13 豊川ビル
39. 社団法人 日本鉄鋼協会 会長 浅井 滋生  
〒101-0048 東京都千代田区間神田司町 2-2 新倉ビル
40. 社団法人 日本熱処理技術協会 会長 塚田 尚史  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館
41. 社団法人 日本非破壊検査協会 会長 加藤 寛  
〒101-0026 東京都千代田区神田佐久間河岸 67 MBR99ビル 4階 209
42. 社団法人 日本物理学会 会長 坂東 昌子  
〒105-0004 東京都港区新橋 5-34-3 栄進開発ビル
43. 社団法人 日本分析化学会 会長 原口 紘丞  
〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-26-2 五反田サンハイツ
44. 社団法人 日本マシニングエンジニア学会 会長 矢吹 捷一  
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-3 東京桜田ビル
45. 社団法人 表面技術協会 会長 棚橋 純一  
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-7-1 福田ビル
46. 社団法人 物理探査学会 会長 松岡 俊文  
〒101-0031 東京都千代田区東神田 1-5-6 東神田 MK 第5ビル
47. 社団法人 粉末粉体冶金協会 会長 福田 健  
〒606-0805 京都府京都市左京区下鴨森本町 15 生産開発科学研究所内
48. 社団法人 有機合成化学協会 会長 迫田 良三  
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-5 化学会館
49. 物理系学術誌刊行協会 理事長 家 泰弘  
〒東京都文京区湯島 2-31-22 湯島ビル 5階